

<令和4年度社会福祉法人やまなみ会・方針>

(1) 法人・運営方針

社会福祉法人やまなみ会が運営する障害者多機能型事業所「やまなみ工房」(現員 92 名 昨年 88 名*新規 4 名入所/生活介護 59 名、B 型 33 名)、障害者就労継続支援 B 型事業所「ゆとりあ」(現員 48 名*昨年 45 名)、共同生活援助(介護サービス包括型)「フルハウス」(現員 4 名*昨年 4 名)には現在甲賀圏域を中心に計 144 名(昨年 137 名、一昨年 129 名)の障害者が在籍し、また相談支援事業所「やまなみ」においては 21 名の利用がある。

今年度においても障害者総合支援法に基づき社会福祉法人として、また社会福祉施設としての機能を十分に発揮できるよう組織体制や職員配置の強化を図るとともに、利用者とその家族、地域の実態に適したきめ細やかな福祉サービスの支援を推進する。

日常においては、障害のある人の命と健康を第一に、施設利用者とその家族の生活を守りながら、一人ひとりの意思及び人格を尊重し、安心できる時間と空間、そして幸せを保障し、明るく・温かく・楽しく安定した日常生活ができるよう常に利用者の立場に立ち、より公益性の高い安定的な福祉サービス供給を目指し、創意工夫を凝らした適正な支援を行う。

また従事する職員においてもそれぞれが福祉従事者として常に主体的に取り組み、専門性の向上に努め、提供するサービスの質を評価し日々改善を図る。そのためには組織的、継続的に労働環境を整備し、職員が安心して従事できるよう働き方改革を推進し、労働時間の短縮、有給休暇の取得、その他、個々の事情に沿った労働条件の改善、雇用形態又は就業形態の異なる職員間における均衡のとれた待遇の確保、状況に応じた多様な就業形態の普及、仕事と生活(育児、介護、治療)の両立に向け引き続き適正に対応する。

今後も社会福祉法人制度に基づき、利用者のみならず他圏域を含めた地域社会からの求めに応える役割を果たすべく様々な事業を行い、社会福祉法人としての責任において、福祉サービスの充実を図り、地域における公益的な取り組みはもちろん、やまなみ会の特徴を活かした地域貢献活動を展開し、地域の一員として行政をはじめ様々な団体と協力し、障害者福祉の抱える課題のみならず、教育、文化、観光を含めた地域活性化に向けた活動をはじめ今後も豊かな地域社会の構築に向け積極的に取り組む。

今年度 4 月に開設したゆとりあの菓子工房や花工房、また開設 2 年目を迎えるやまなみ工房のアートセンターにおいては、現在もコロナウイルスの影響を大きく受け、当初の目的や目標、役割を十分果たすことが困難な状況である。5 月からは甲賀市よりハートヘルスパーク内にある元シルバー人材センター跡地を一部買取、有効利用することで更に恵まれた環境が実現する。今年度においても利用者一人ひとりのニーズに応え、引き続き新たな仕事の創出を目指し、個々に潜在する能力を引き出し自信と誇りを持って地域の中で生活

が送れることを目指したい。同時にアフターコロナにおける新たな生活様式に対応した環境整備への支援、必要な機材の整備等を行い、あらためて施設の特徴や役割を更に細分化し様々な障害種別や程度、個々のニーズ、また、地域住民との交流に応じられるよう強化を図り、文化的創作活動、健康に配慮したりハビリ訓練、就労を目指した訓練的活動等や施設外就労等多くの願いに対応できるよう実践を進める。引き続き一人ひとりの自己実現と社会参加、やりがいと生きがいを持って主体的に活動できることを目指し、誰一人も取り残さない社会の実現に向けた取り組みを行う。

また、近年様々な社会的な影響を受け利用者の工賃向上が困難な状況にある。今年度より具体的な目標値を決め組織的、計画的に取り組み経済的自立を目指したい。

一方、障害の重度化や家族の高齢化に伴い急務となっている新たな共同生活援助サービス事業所の開設については現状困難を極め、具体的に計画を進めることが出来ない状況にある。昨年より甲賀市、滋賀県と具体的な協議を行い当初の予定では令和 3 年度社会福祉施設等施設整備費国庫補助金の申請し、交付が正式に決定すれば今年度、定員 10 名、短期入所（ショートステイ）定員 3 名の受け入れを可能とするための居室を併設した新たなグループホームの開設を総工費総額 4,000 万円から 5,000 万円規模において開設を目指し、土地についても甲賀市に無償提供いただくことが概ね了承を得てはいたものの、具体的に試算を進めると自己資金が約 1 億円前後必要になり、また情勢として社会福祉施設等施設整備費国庫補助金の交付が全国的に非常に厳しい状況が続くうえ、法人内においてもグループホームの経営に中心的な役割を担う人材の確保や、利用者の日々の支援を行うマンパワーの確保に見通しが持てない現状にあるため、当面の間、計画については凍結せざるを得ない。

引き続き今年度においても法人全体及び職員一人ひとりが共通認識と課題、具体的な目標を持ち、障害者の権利を守り更に発展させること、利用者が日常不安なく充実した生活を営み、それぞれの自立に向け希望ある誰もが住みよい優しい地域社会を目指し、社会福祉法人やまなみ会の安定した経営及び運営の発展と充実を目指す。

（2）障害者多機能型事業所「やまなみ工房」方針（定員 80 名・現員 91 名*4 名入所）

今年度より定員改定を行い 60 名から 80 名へと増員し、圏域の課題のみならず幅広く個々のニーズに対応し、福祉的就労の場として利用者が心身ともに健康で豊かな日常生活が送れるよう個々の支援の質を低下することなく更なる充実を目指す。

利用者の個別支援を可能とする環境改善が実現し、様々な障害特性や個々のニーズに対し更なる対応が可能となった今、より快適に安全に個々の能力が発揮でき、また引き続き工賃の向上を目指す。

財政基盤については定員変更による単価減により今後厳しい状況が予想されるが、今後

も増え続ける入所希望者の受け入れについては積極的に行うことで安定化を図り、将来に亘り利用者のサービス向上に向けた職員配置、並びに施設整備が可能となるよう引き続き財源確保に努めたい。

授産活動においては、利用者一人ひとりの願いや目的、障害の特性や課題、実体に沿った適切な実践を最優先に心がけ、利用者の工賃を大幅に向上するため事業拡大を計画的に行いたい。

昨年度 11 名の陽性者を確認したコロナウイルスの影響で、多くの自宅待機者や長期欠勤者を出すなど一時的に緊急事態となった。今年度においてもまだまだ予断の許さない状況にあるため見通しが立てづらく、また主な収入源である見学者の受け入れやイベントの開催が出来ぬままである。現在の生活実態に応じた新たな展開としてグッズの制作やレンタルアート、複製画販売等を行い、また配信サービスの提供等利用者の工賃向上に向けた財源を確保したい。

どんなに重度の障害があっても、労働を通じて社会に参加し、生きがいと誇りをもって地域で心身ともにゆたかな暮らしを送れる事を大切に、また展覧会開催や喫茶運営、古紙回収等、各種事業においても積極的に展開し、障害者に対する理解を一層深めるとともに障害者福祉推進活動の拠点となり充実・発展を目指したい。

(3) 障害者就労継続支援 B 型事業所「ゆとりあ」方針（定員 20 名・現員 48 名）

多岐にわたる活動内容の工夫や事業展開を積極的に行うことで昨年度と比較し利用者が増となり全体の出勤率も向上し安定している。今年度からはいよいよ本格的に菓子工房、そして花工房を開所し、更なる向上を目指すとともに、個々のニーズに応じ地域生活及び就労に向けた様々な取り組みと実践の充実を図り、一人一人が日々喜びを実感し、安定した状況で生き生きと過ごせるよう、また、心身の体調を重視しその都度状況に応じた適切な支援を行う。

職員配置については昨年年度途中より 1 名減となっているが従事する職員の尽力において低下することなく手厚い支援が提供できている。今年度は個々の自立に向けた新たな仕事の開拓や利用者の工賃向上を目指した取り組み、余暇支援等においても今以上に充実を図り、利用者の励みややりがいにつなげたい。

今年度新たに菓子工房の WEBSITE をリニューアルしネット販売など強化する他、チラシ配布ややまなみ会通信での特集等、地域への浸透を目指し積極的な情報開示を行いたい。

工賃支給においては引き続き低工賃の脱却を目指し利用者の意欲向上と経済状況の安定を図るとともに、個々のニーズに基づき地域就労に向け積極的な支援を行う。

定員においては今年度も引き続き 20 名で運営を図り、今後利用希望者が増え出勤率が 26 名を超えるようなことがあればシルバー跡地を利用した作業場を適時第二ゆとりあ（定員

20名)として今後開設を検討したい。

新規の利用者においては障害種別に関わらず幅広く地域ニーズに応えるため積極的に受け入れを行い、常時25名(出勤率平均120%)の出勤を目指す。

今後も地域の精神障害者を主とした様々な課題に積極的に応じられるよう、また相談業務や家族を含めた包括的支援、送迎や訪問支援、給食サービス等個々のニーズに基づき充実に努める。

(4)「GH・フルハウス」(共同生活援助(介護サービス包括型)方針(定員5名・現員4名))

家庭での生活が困難な利用者、また自立に向け訓練を必要とするやまなみ会両施設の利用者を対象に5名定員の共同生活援助事業を継続して行う。今後も常に安全に配慮しながらサービスの質を高めると共に、安定した経営を図る。現在利用者は4名であと1名の入所が可能である。フルハウスについては引き続き土日祝日の開所は行わず、また利用者数が現状の4名の場合のみ空き室の1名は法人内の障害者を対象に家族の体調不良や冠婚葬祭による緊急的な一時利用等、生活基盤の受け皿として特別に対応を行う。

引き続き、管理者1名、サービス管理責任者1名、生活主任支援員1名、事務1名はやまなみ工房職員と兼務し、専従の世話人1名と夜間の宿直者等は工房スタッフの勤務希望者により対応するが、世話人の高齢化や感染症の発生時等、固定した少数での支援については今後の課題として支援員の育成や増員を行うなど改善の必要性がある。

また昨年からの対策が必要な課題としてやまなみ工房の利用者の退所の原因が本人の意思に反し、保護者の高齢化に伴う自宅での生活困難者や、親亡き後の生活保障の不安から入所施設への移行があげられる。こうした状況を改善すべく重度の知的障害者の受け入れが可能となるグループホームの開設がニーズとして高まる中、社会福祉法人やまなみ会として新たなグループホーム開設を目指したい。しかし開設に向けた具体的な計画については現状困難な状況にあり、今後の重要課題として、引き続き法人としても保護者会や行政との連携も見据え実現に向け検討を行い、障害者とその家族が安心して暮らすことのできる地域生活を保障するため、健康で文化的な生活を送れる重度障害者を対象にした共同生活援助グループホームの新たな開設を目指したい。

(5)相談支援事業所「やまなみ」(利用者21名*昨年度23名)

法人内の事業所を利用する障害者を対象に相談支援事業所を開設し、利用者が自立した日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるよう対応している。契約者数は転居や老人福祉への移行等により昨年より2名減となり現在21名の契約者に対し、適時制度に基づ

き個々の障害福祉サービス等の利用計画の作成、サービス等利用計画についての相談及び作成、障害者の自立した生活を支えることを目的に、課題の解決や適切なサービス利用に向けてケアマネジメント等によりきめ細かく支援を行っている。

昨年、研修の受講期間の判断に誤りが生じ、6名中4名の相談支援員が資格を失効することとなり混乱を招いたが2名の相談支援員で対応が行えた。今後はこのようなことが起こらないよう管理者及び相談支援主任を中心に統括を行う。

今後も管理者及び相談支援従事者は全て両施設の支援員が兼務で行い、契約利用者への対応については原則日中支援に影響を及ぼさない範囲と定め、対象者については引き続き20名を原則基本定員とし、社会福祉法人やまなみ会が運営する事業所の利用者とする。

(6) 施設整備及び機能強化の充実

アフターコロナにおける新たな生活様式に対応した環境整備への支援、必要な機材の整備等、利用者が安全また快適に生活が送れるよう、また個々の能力を最大限引き出し活かすことが出来るよう環境整備を必要に応じて積極的に行う。ハートヘルスパーク内、元シルバー人材センター跡地については甲賀市から法人で買い取り、ゆとりあにおいて柔軟に活用し活動内容の拡張、並びに利用者の受け入れを行う。

ゆとりあの菓子工房及び花工房開設については引き続きゆとりあの財源を基に計画的に行う。コロナウイルスをはじめ様々な感染症等の対応については今後も最大限予防に努めながらも、カフェをはじめとした既存の施設については利用者のみならず地域の社会的資源として、研修会やイベントの開催等地域住民が積極的に有効活用できるよう計画し地域福祉向上を図りたい。

(7) 地域交流事業

やまなみ会及び障害者福祉が、地域住民にとって更に魅力的に且つ身近な存在となり、共通の課題となるよう積極的に働きかけ引き続き協力と理解を求める。コロナ禍で人と人がふれあい交流を深める機会が激減した今、今後も全国6,000名(やまなみ会通信発行者)、並びに全住民(甲南自治会回覧板、甲賀市役所)を対象にしたやまなみ会通信(年3回)の発行による情報開示をはじめ、WEBSITEや様々な媒体を通し情報発信を行う。

後援会事業においては、引き続き法人全体で会員300人を目標にし(YaYaYaサポーターズクラブ)、募金ビン設置においても情報発信とともに募金協力に向け積極的に取り組む。

また、両施設におけるボランティアの受け入れや実習体験、見学者の受け入れ等行なうほか、地域活動や他団体主催の研修会やイベントにも積極的に参加を図る。

自主製品を活かした販売活動や展覧会、喫茶営業や物資販売は、地域と施設を繋ぐ貴重な場として、今後も国内外を対象に取り組む。

法人として常に障害者の立場に立ち、障害者とその家族が安心して過ごせる社会になるよう中心的な役割を担い、教育、文化、観光、地場産業等、今後は行政はじめ多くの団体・個人と連携を深め積極的に周知並びに理解が一層深まるよう様々な事業を展開する。

今後は動画配信サービスやリモートでの研修会開催など時代に応じた発信を積極的に行いたい。

(8) 利用者の権利擁護のための事業

両施設において、利用者の権利の尊厳を保持するために法人として「第三者委員会」を設立し、利用者や家族が安心して活用できるよう周知を徹底するとともに相談しやすい環境を整え、日頃から利用者の権利を侵害する事のないよう法人全体で常に徹底する。昨年度はコロナウイルスの影響において開催できなかったが、今後も第三者委員に対する年一回の説明会を義務付け、また書式においても苦情処理委員会に申し立てのあった事例だけに対応するのではなく日常寄せられる利用者・家族からの意見、要望等もデータで取りまとめ施設改善に積極的に取り組む。苦情申立方法と第三者委員会の周知においては毎年4月1日に全家庭に配布し活用についての方法を周知、一年を通じて啓発を行う。その他、作品販売や展覧会出展等著作権保護のための整備についても引き続き行い利用者の人権保護について徹底する。

また障害者虐待防止法をはじめ法人内においても職員を対象にした学習会を引き続き積極的に行い、今後も専門性を高め、制度やサービスの活用が適切且つ迅速に出来るようにする。法人内においては施設事故及び虐待を防止し、利用者のより安全な生活環境と質の高いサービスを保障するため引き続き「施設事故・虐待予防対策委員会」を中心に月一回のヒヤリハット会議における内容を強化させ、常に事故及び虐待予防を行う。